

## 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当

平成18年4月1日から

# 児童手当制度が拡充されました

### 児童手当

平成18年4月1日から支給対象年齢が小学校6年生までに拡大されました。

支給対象年齢がこれまでの小学校3年修了時（9歳到達後最初の年度末）までから小学校6年修了時（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。

なお、改正に伴う新規請求等は、法施行日より、平成18年9月30日までに受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

〔この改正に伴う手続きについて〕

平成18年度小学校4年生（平成8年4月2日生まれ）平成9年4月1日生まれ）の保護

者の皆様

平成18年3月31日まで児童手当を受給されていた方は、特段の手続きは必要ありません。4月以降につきましても引き続き支給されます。

ただし、その4年生の児童がすでに認定されている（支給されている）場合に限り、下のお子さんだけ受け付けていて、4年生の児童を申請し忘れている場合は、申請が必要です。

6月に現況届を送付しますので、期限内に子ども課へ提出してください。

平成18年度に小学校6年生までの児童を養育されている保護者の皆様で、今まで所得超過により受給資格がなかった方は、別表1の範囲内であれば、所得制限の引き上げにより新たに受給資格が発生する場合がありますので、所得

制限額未満の方は、新たに認定請求の手続きをしてください。

現在すでに下のお子さん等の児童手当を受けている保護者の方で、平成18年度に5年生または6年生の児童（平成6年4月2日生まれ）平成8年4月1日生まれ）がいる場合は、額改定（増額）の手続きが必要です。

手続きをしていただかないと資格があっても児童手当は増額されませんので、必ず手続きをしてください。

現在、児童手当を受けていない保護者の皆様で、平成18年度小学校5年生または6年生の児童を養育されている方で、所得制限額未満の方は（別表1参照）、新たに児童手当を受けられますので、認定請求の手続きをしてください。

小学校5年生または6年生の児童がいるご家庭については、5月中に各小学校を通じ認定請求書を配布いたしますので、6月30日までに手続きをしてください。

手続きをしないと児童手当の支払を受けることができませんので、必ず手続きをしてください。

公務員の方は、職場で申請をしてください。

### 〔添付書類〕

新たに児童手当の認定請求をする方は、請求書の他に添付書類が必要となります。

健康保険被保険者証の写し等（申請者が厚生年金等加入者の場合）

所得証明書（富士見町にその年の1月1日現在住所がなかった方、住所のある方は不要）

尚、4月・5月分の児童手当は平成17年度の所得証明で、6月以降の児童手当は平成18年度の所得証明で判断しますので、1回の申請で済ませるには6月以降2通の所得証明書を添付して申請してください。所得証明書は、諏訪圏内の異動であれば最寄りの役場

等で取ることができます。

申請されるときは、印鑑と申請者名義の金融機関の通帳をお持ちください。尚、郵便局は除きます。



### 〔児童手当制度の概要〕

児童手当制度の目的  
児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的にしています。

児童手当制度のしくみ

児童手当の対象  
児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にいる児童（小学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。（次頁別表1参照）